

平成 2 8 年度決算
西条市財務書類
(統一的な基準)

目 次

I 財務書類の公表について

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 統一的な基準の特徴・・・・・・・・・・ 2
- 3 作成基準日・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 作成対象とする範囲・・・・・・・・・・ 3

II 財務書類について

- 1 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 行政コスト計算書・・・・・・・・・・ 7
- 3 純資産変動計算書・・・・・・・・・・ 8
- 4 資金収支計算書・・・・・・・・・・ 9

III 財政指標について

- 1 資産形成度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 世代間公平性・・・・・・・・・・ 10
- 3 持続可能性（健全性）・・・・・・・・ 11
- 4 効率性・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 自律性・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

I 財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

このため、全国の地方公共団体では総務省の指針に基づき新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備を着々と進めてきました。

しかし、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。また、東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式があり、作成方式が複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。

このため、総務省は平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルを公表し、すべての地方公共団体に対し平成29年度までに統一的な基準での財務書類を作成するよう要請していました。

こうした状況の中、西条市では平成21年度決算から「総務省方式改定モデル」による財務書類を作成してきましたが、平成28年度決算から「統一的な基準」により財務書類を作成します。

2 統一的な基準の特徴

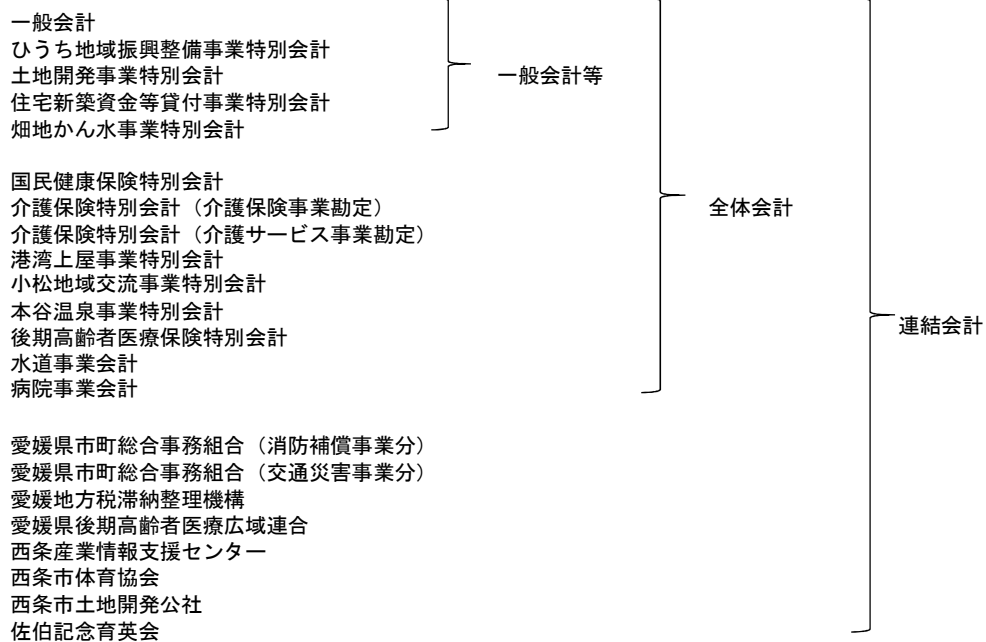
地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一基準」といえます。

3 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成28年度決算分では平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

4 作成対象とする範囲



※全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

※簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、小規模下水道事業特別会計については、現在、地方公営企業法適用の移行取組中であるため、完了後に合算します。

Ⅱ 財務書類について

1 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握できません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

貸借対照表			単位:千円		
資産の部	一般等	全体	負債の部	一般等	全体
1.固定資産	105,519,026	119,699,056	1.固定負債	53,591,422	63,659,787
(1)事業用資産	59,953,456	62,427,774	(1)地方債	46,551,144	53,934,229
(2)インフラ資産	37,930,212	48,739,893	(2)長期未払金	0	0
(3)物品	1,237,457	1,329,094	(3)退職手当引当金	7,040,278	7,040,278
(4)無形固定資産	65,183	87,552	(4)損失補償等引当金	0	0
(5)投資及び出資金	960,550	922,738	(5)その他	0	2,685,280
(6)投資損失引当金	0	0	2.流動負債	4,190,733	4,849,736
(7)長期延滞債権	611,414	937,356	(1)1年内償還予定地方債	3,602,474	4,152,063
(8)長期貸付金	929,796	929,796	(2)未払金	5,160	86,137
(9)基金	3,869,520	4,383,060	(3)未払費用	0	0
(10)その他	0	15,677	(4)前受金	0	40
(11)徴収不能引当金	△38,561	△73,883	(5)前受収益	0	0
2.流動資産	10,789,972	13,476,617	(6)賞与等引当金	466,370	492,103
(1)現金預金	2,250,294	4,617,994	(7)預り金	116,728	116,728
(2)未収金	1,873,466	2,192,681	(8)その他	0	2,665
(3)短期貸付金	7,048	7,048	負債合計	57,782,155	68,509,522
(4)基金	6,659,164	6,660,261	純資産の部		
(5)棚卸資産	0	835	(1)固定資産等形成分	112,185,238	126,366,365
(6)その他	0	500	(2)余剰分(不足分)	△53,658,395	△61,700,215
(7)徴収不能引当金	0	△2,701	純資産合計	58,526,844	64,666,150
資産合計	116,308,998	133,175,672	負債及び純資産合計	116,308,998	133,175,672

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

用語解説

固定資産

事業用資産・・・公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
(例：庁舎、学校、公民館、市営住宅、福祉施設など)

インフラ資産・・・社会基盤となる資産
(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品・・・車輛、物品、美術品

無形固定資産・・・ソフトウェア、ソフトウェア（リース）

投資及び出資金・・・有価証券、出資金、出損金

投資損失引当金・・・保有株式の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権・・・滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金・・・自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)

基金・・・流動資産に区分される以外の基金（減債基金、その他の基金）

その他・・・上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金・・・未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
(不能欠損額)を見積もったもの

流動資産

現金預金・・・手元現金や普通預金など

未収金・・・税金や使用料などの未収金

短期貸付金・・・貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金・・・財政調整基金

棚卸資産・・・売却目的保有資産（量水器等）

その他・・・上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金・・・未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
(不能欠損額)を見積もったもの（長期延滞債権分）

固定負債

地方債・・・地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの

長期未払金・・・自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外

退職手当引当金・・・原則期末自己都合要支給額
(分担金負担により計上しない)

損失補償等引当金・・・履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、
地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含め
た将来負担額を計上

その他・・・上記以外の固定負債

流動負債

1 年内償還予定地方債・・・地方公共団体が発行した地方債のうち、1 年以内に償還
予定のもの

未払金・・・基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定
し、または合理的に見積もることができるもの

未払費用・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日

時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの

前受金・・・基準日時点において、代金の受入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの

前受収益・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの

賞与等引当金・・・基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤務手当及び福利厚生費

預り金・・・基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債

その他・・・上記以外の流動負債

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、市の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

行政コスト計算書		単位: 千円
	一般等	全体
経常費用	44,506,068	68,680,253
1.業務費用	23,981,488	26,081,622
(1)人件費	7,986,969	8,398,056
(2)物件費等	15,132,345	16,360,203
(3)その他の業務費用	862,174	1,323,364
2.移転費用	20,524,579	42,598,630
経常収益	3,527,799	9,057,828
1.使用料及び手数料	787,497	1,564,241
2.その他	2,740,302	7,493,587
純経常行政コスト	40,978,269	59,622,424
臨時損失	127,889	131,066
臨時収益	145,536	145,536
純行政コスト	40,960,622	59,607,954

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

～用語解説～

経常費用

業務費用

人件費・・・職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等・・・職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等

維持修繕にかかる経費や事業用資産の減価償却費など

その他の業務費用・・・支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

移転費用・・・住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

経常収益

使用料及び手数料・・・財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他・・・過料、預金利子など

臨時損失・・・資産除売却損

臨時収益・・・資産売却益、受取配当金

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、税収国県支出金等が、本表の財源の調達欄に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用—経常収益+臨時損失—臨時収益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です。）

純資産変動計算書		単位：千円
	一般等	全体
前年度末純資産残高	59,809,829	65,143,472
純行政コスト	△40,960,622	△59,607,954
財源	39,677,636	59,046,675
（1）税収等	27,938,267	39,018,092
（2）国庫等補助金	11,739,369	20,028,583
本年度差額	△1,282,985	△561,279
資産評価差額	0	0
無償所管換等	0	83,956
他団体出資等分の増加	0	0
他団体出資等分の減少	0	0
その他	0	0
本年度純資産変動額	△1,282,985	△477,322
本年度末純資産残高	58,526,843	64,666,150

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

～用語解説～

前年度末純資産残高・・・前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト・・・行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純経常費用」と一致）

財源

税収等・・・地方税、地方交付税、地方贈与税など

国庫等補助金・・・国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額・・・有価証券等の評価差額

無償所管替等・・・無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他・・・上記以外の純資産の変動（調査判明の資産）

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収入と支出を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する支出を言います。

資金収支計算書		単位:千円
	一般等	全体
業務活動収支	552,982	1,633,270
1.業務支出	41,292,978	64,903,232
2.業務収入	41,841,635	66,535,354
3.臨時支出	6,368	9,545
4.臨時収入	10,693	10,693
投資活動収支	△2,480,434	△3,007,952
1.投資活動支出	6,812,589	7,457,959
2.投資活動収入	4,332,155	4,450,006
財務活動収支	815,693	638,396
1.財務活動支出	3,512,307	4,067,204
2.財務活動収入	4,328,000	4,705,600
本年度資金収支額	△1,111,758	△736,287
前年度末資金残高	3,245,324	5,237,553
本年度末資金残高	2,133,565	4,501,266

前年度末歳計外現金残高	125,105	125,105
本年度歳計外現金増減額	△8,377	△8,377
本年度末歳計外現金残高	116,728	116,728
本年度末現金預金残高	2,250,293	4,617,994

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

Ⅲ 財政指標について

1 資産形成度

「将来世代に残る資産はどのくらいあるのか」を表す指標

○市民一人当たり資産額（資産合計÷住民基本台帳人口※）

※平成 29 年 3 月末現在（111,194 人）、以下同様。

資産額を住民基本台帳人口で除した市民一人当たり資産額です。

（一般会計等 1,046 千円）／（全体 1,198 千円）／（連結 1,207 千円）

○有形固定資産減価償却率（減価償却累計額÷取得価額等）

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

（一般会計等 64.8%）／（全体 62.7%）／（連結 62.7%）

2 世代間公平性

「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表す指標

○純資産比率（純資産合計÷資産合計）

地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。したがって、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば、純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を利用して利益を得た一方で、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、逆に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味します。

（一般会計等 50.3%）／（全体 48.6%）／（連結 48.9%）

○社会資本等形成の世代間負担比率[将来世代負担比率]

(地方債合計(臨時財政対策債を除く)÷有形固定資産)

社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。

(一般会計等 29.9%) / (全体 33.4%) / (連結 33.4%)

3 持続可能性(健全性)

「財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)」を表す指標

○住民一人当たり負債額(負債合計÷住民基本台帳人口)

負債額を住民基本台帳人口で除して市民一人当たり負債額としたものです。

(一般会計等 520 千円) / (全体 616 千円) / (連結 617 千円)

○債務償還可能年数[(将来負担額)÷(業務収入－業務支出)]

実質債務(地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務)が償還財源上限額(資金収支計算書における業務活動収支の黒字分(臨時収支分を除く。))の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

(一般会計等 72.2 年) / (全体 28.8 年) / (連結 27.6 年)

4 効率性

「行政サービスは効率的に提供されているか」を表す指標

○住民一人当たり行政コスト(純行政コスト÷住民基本台帳人口)

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して市民一人当たり行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。

(一般会計等 368 千円) / (全体 536 千円) / (連結 667 千円)

5 自律性

「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」を表す指標

○受益者負担の割合（経常収益÷経常費用）

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

（一般会計等 7.9%）／（全体 13.2%）／（連結 11.0%）